

証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび、当社では、下記の追加型証券投資信託につきまして、平成 29 年 3 月 27 日をもって信託を終了(繰上償還)する予定ですので、投資信託約款の規定に基づきお知らせします。

記

1.対象となる証券投資信託の名称

追加型証券投資信託 黒田アクティブジャパン

2.信託の終了(繰上償還)の理由

当ファンドにつきましては、平成 17 年 11 月 30 日の設定以来、信託約款に規定する基本方針に基づき運用を行ってまいりましたが、受益権の残存口数が信託約款第 43 条第 7 項に規定する口数(5 億口)を下回る状態が継続しており、運用の基本方針に則った運用を継続することが困難であると判断したため、当該規定に基づきまして、信託終了日を繰り上げ、平成 29 年 3 月 27 日をもって償還させていただく予定となりました。

3.諸手続きについて

上記の信託の終了(繰上償還)についてご異議のある受益者様は、平成 29 年 1 月 23 日から平成 29 年 2 月 23 日までに、委託会社である当社に対し、書面によりその旨をお申し出ください。

当ファンドにつき、上記期間内にご異議のお申し出のあった受益者様の当該投資信託約款に係る受益権の口数が平成 29 年 1 月 23 日における受益権の総口数の二分の一を超えない場合は、平成 29 年 3 月 27 日をもって信託を終了(繰上償還)いたします。

信託を終了(繰上償還)することとなった場合、ご異議のお申し出のあった受益者様は、自己に帰属する受益権を公正な価額(原則、受託会社を買取請求必要書類を受理した日に算出される換金価額とさせていただきます。)で、ご購入いただきました販売会社の本支店等を通じて、当ファンドの受託会社に対し、平成 29 年 3 月 1 日から平成 29 年 3 月 21 日までの間に、当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

なお、信託を終了(繰上償還)することとなった場合、当ファンドの取得申込最終日は、平成 29 年 2 月 27 日までとさせていただきます。(販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。)

以上

平成 29 年 1 月 23 日

東京都中央区新川一丁目 21 番 2 号 茅場町タワー

TORANOTEC 投信投資顧問株式会社